

SAMPLE このジャーナルは会員向けに  
原則として毎月発行されるものです。



# 知的財産翻訳ジャーナル

NPO 日本知的財産翻訳協会機関誌



「知的財産翻訳ジャーナル」  
創刊に寄せて

理事長 渡辺 弥栄司

初夏の候、会員各位にはますますご清栄のこと  
とお慶び申し上げます。

お蔭様をもちまして、当協会も特定非営利活動  
法人の認証取得後ほぼ1年を迎えようとしてい  
ます。その間、国内では「第1回知的財産翻訳検  
定」を実施し、また、中国北京では日本政府委託  
(ODA)による「日中知財翻訳者育成事業」を企  
画実現することができました。これも会員各位の  
ひとかたならぬご理解ご支援の賜物ございま  
す。あらためて誌面を借りて御礼申し上げます。

さて、世界特許制度が模索されつつある現在、  
我が国の知的財産立国政策が国益のみを追求す  
る排他的なものではなく、究極的には高い次元  
における欧米アジア諸国との調和を視野に入れるも  
のであることはいまでもありません。例えば、政策  
具現化の一環として今年4月に創設された「知的  
財産高等裁判所」に今後期待される  
種々の判示は、我が国の企業のみならず多くの外国企業にとっても大変  
重要な情報となることでありましょ  
う。しかしながら、このような情報の  
伝達や知的財産のグローバルな展  
開運用のためのインフラとなるべき  
「知的財産翻訳」の態勢は未だ十分

なものとは申せません。

知的財産、とりわけ特許の世界はテクノロジー  
と法律との融合の場であります。「理系」「文系」  
という旧来の固定概念を超越した翻訳人材の育  
成が必要です。このような人材育成を進めること  
はまた、産業構造の変化の速さに戸惑う中高年層  
や雇用の門戸を閉ざされがちな若年層に対して  
新たな途を示すことにもなり、その社会的意義は  
決して小さなものではありません。

当協会はこのような理念を等しく共有する出  
願人企業、学識経験者、特許事務所、翻訳組織な  
ど、知的財産翻訳にかかわる多方面の有志の総意  
として設立されたものでありますが、この種団体  
の立ち上げには種々の困難が伴うのが通例でござ  
います。会員各位におかれましては、今後とも  
この理念の実現に向け、今回創刊を見ました本誌  
「知的財産翻訳ジャーナル」を仲立ちとして更なる  
ご協力ご支援をいただけますよう、あらためてお  
願い申し上げます次第です。

当協会の活動が、知的財産翻訳の風土を新たな  
カルチャーとして、我が国のみならず近隣諸国を  
はじめとする諸外国に根付かせ、ひいては知的財  
産の世界における国際融和に資するものとなる  
ことを願ってやみません。



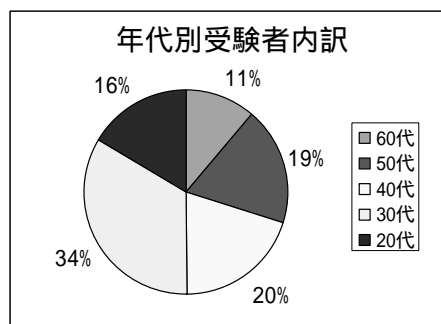
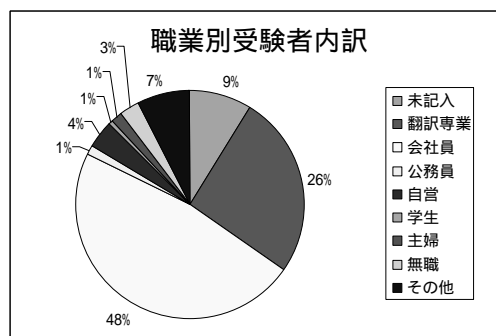
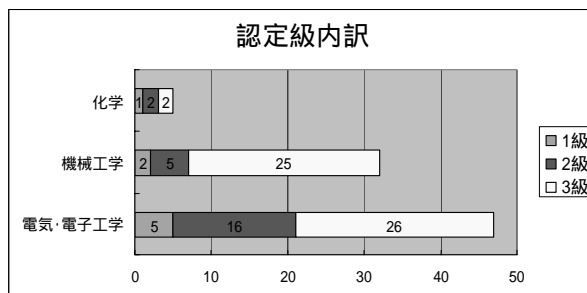
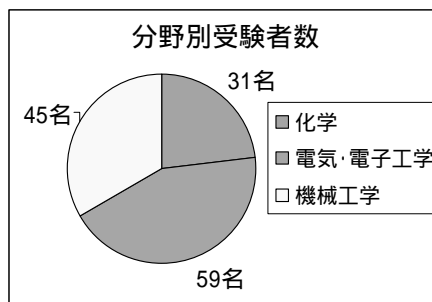
日中知財翻訳者育成事業 開校式 2004.11.

## NIPTA 活動この 1 年

常務理事・事務局長 浜口 宗武

Time flies like an arrow と申しますが、当協会が特定非営利活動法人の認証を受け、正式に NPO としての活動を開始してから早 1 年が経過しました。このたび、協会機関誌として「知的財産翻訳ジャーナル」の刊行を見ましたことを機に、ご報告を兼ねてあらためて 1 年を振り返ってみたいと思います。事業の柱は二つありました。一つは日本国内における「知的財産翻訳検定」の実施であり、もう一つは中国北京で展開した「日中知的財産翻訳者育成事業」です。

【知的財産翻訳検定】 知的財産翻訳検定は、NIPTA 創設時の主要な目標であったもので、この検定試験実施にあたりましては、昨 2004 年 7 月 2 日の第 1 回検定委員会を皮切りに、都合 3 回の検定委員会を開催し、語種を和文英訳とすること、技術理解力、翻訳力、特許法・実務英語知識の 3 要素を評価する内容とすること、共通課題と技術分野別選択課題(電気・電子、機械、化学)を出題すること、などの基本コンセプトを煮詰め、一方ではペーパーレス試験を目指してインターネット経由受験システムの開発構築を行いました。また、全分野計 9 名の試験委員からなる試験委員会を、初回 9 月 14 日以後試験実施直前の 12 月 7 日まで計 4 回の開催し、基本コンセプトに則って具体的な出題内容、分量、試験時間などを策定しました。前例の無い試験であることから、試験委員相互間のコンセンサスの確立などにかかなりの時間を要しましたが、最終的に全委員合意で出題課題を決定し、2004 年 12 月 18 日に無事実施することができました。



Prompt and Professional 高品質で適正価格の翻訳を迅速にお届けします

特許専門部署によるきめ細やかな翻訳サービスを提供いたします。  
お見積もり・トライアル無料。お近くの営業部までご相談ください。

外国出願 / PCT 国内移行用明細書、各国公報、優先権証明書、中間処理書類 など  
機械・電気電子・コンピュータ・通信・医薬・化学・バイオ など  
英語、ドイツ語、フランス語、中国語 など

東京 TEL:03-6403-9953 (代) / 大阪 TEL:06-6204-0775 (代) / 名古屋 TEL:052-571-2101 (代)

株式会社 翻訳センター

URL : <http://www.honyakuctr.com>

内容に関してはいくつかの反省点があります。そのひとつは共通課題と選択課題という組み立ての是非についてです。選択部門（技術分野別、明細書）の出来は良いのに共通課題（特許制度・実務）の成績が不十分であったり、その逆であるケースが目立ちました。実務の世界において、通常明細書の翻訳に従事する翻訳者には特許制度・実務に関する翻訳に向き合う機会が少なく、また、一部の受験者には高度に技術的なものより一般的な制度・実務を題材とするものの方が取り組みやすいという事情が窺えます。今後、共通課題プラス選択課題という構成の是非、あるいはその内容について一考の要があると思われる。

1級合格者については大阪（5名）、東京（4名）に対し面接試験を行い、結果は2005年2月28日付で協会ウェブサイトで公表しました。その後、逐次各課題標準解答と講評、1級合格者氏名、同合格者解答文などの公表を行いました。これらのデータは現在も協会ウェブサイトでご覧いただけます。また、1級合格者の面接において、この検定試験やNIPTAの活動に関して、次のような意見をいただきました。翻訳セミナーなどをNIPTA主催で開催して欲しいこと。

試験の傾向と対策のような資料を刊行して欲しいこと。試験に対する一般の評価などをできるだけ伝えて欲しいこと。1級合格者にどのようなメリットがあるか明確にして欲しいこと。試験時間（解答時間）などに配慮が欲しいことなどです。

これらのご意見も今後の試験に活かして参りたいと思います。さらに、一受験者（特許事務所勤務）から、採点者が記載したコメント（共通部門）に対して純粋な翻訳論の立場から文書による意見陳述がありました。このご意見は、原文に忠実な翻訳をもってよしとするのか、制度・実務に関する知識や洞察に力点を置いてある程度の意識も許容すべきかという基本的な問題提起を含むもので、本誌次号などで真摯に取り上げ、大方のご意見もいただきながら検定試験の質的向上の糧として参りたいと考えております。なお、この第1回知的財産翻訳検定において1級に認定された橋本貴志氏から寄せられました所感「1級認定を受けて」を、本誌10ページに掲載いたしておりますので是非お読みください。

【日中知的財産翻訳者育成事業】 日本からの対中国特許出願が2003年には23,000件を超え（2004年には30,000件超）、この急激な特許出願増に対し翻訳者が不足し、「誤訳」問題が新たな日中知財摩擦になりかねない状況が生まれている中、NIPTAでは、ODA（政

府開発援助）事業として中国・北京で「日中知財翻訳者育成事業」を行いました。

この事業は、経済産業省から委託を受けたJETROの「先導的貿易投資環境整備実証事業」（Jフロント）の事業として行われたもので、事業公募当時（2004年5月）法人格（応募要件）を有しなかったNIPTAは、事務局会社の㈱知財翻訳研究所と共同で同事業を提案・応募し、採択されたものです。

同事業は、JETROとの正式契約成立直後の昨年9月に中華全国専利代理人協会（中国弁理士会）と共同で北京に実施組織を設置し、昨年11月1日から12月18日まで、機械、化学、電気の3分野別に各9回講習を行いました。講習は、共通授業（2日）と演習に分かれ、共通授業は日本人講師（3名）が、演習は中国人講師（6名）が担当、演習は日中両国で出願・公開された日本の特許明細書を教材に毎回宿題を課するという方法で進められました。講習会は、162名が受講し、本年1月12日に無事終了、出席率、宿題提出率、修了試験点数など所定条件のすべてをクリアした者115名に、修了証を交付しました。

試験結果は、「翻訳者として仕事ができるレベルにあると認められる者」、「翻訳者として不安は残るが仕事は可能の者」を合わせると100名（87%）となり、講習開始時に比べ明らかに能力向上が見て取れました。

日本出願人企業の利益保全、ひいては「知財立国」の観点から国費を用いて営まれたこの事業は、ただちにその効果が全体に波及するという種類のものではありませんが、中国における日中知財翻訳資源涵養のきっかけとなったものと評価されます。また、中国側の事業主体となった中国弁理士会をはじめ関係者も本事業の継続を強く望んでおり、「政冷経熱」が喧伝される中で日中知財界の親和力を高める効果もあったと言えます。

このような事業は、個々の企業が個別に取り組むことが難しく、NIPTAのような公益団体が行なうことが適切であろうと思われます。今年度この事業が国において予算化されるかどうかはまだ見通せない段階ですが、仮に今年度も実行されることになった場合、未だ態勢脆弱なNIPTAにとってその任はかなり重いものとなります。関係方面からの更なるご理解ご支援を切に望む次第です。

NIPTA初年度の活動は、上記二つの事業にエネルギーを傾注した結果、地道な会員サービスという点では見るべきものがなかったことを反省いたしております。本誌の刊行をそのようなサービスの端緒とご評価いただけますれば幸いです。



## 特許翻訳のスクールを運営して6年 - スクールをもっとうまく 利用してほしい -

NIPTA 国際担当理事  
エイバック特許ビジネススクール  
代表 堀部 茂遠

### 1. 特許翻訳上級コースを始めて6年

知財に関するセミナー・スクールを始めて8年になりますが、知財の周辺業務のうちもっとも特許翻訳者を育成するコースは当初からもっとも重要と位置づけていました。特許翻訳上級コースを開設・運営して6年になり、その間、約300人の修了生の方また問い合わせのあった人たちを含めると、優に500人以上の人たちと面談などを通していろいろお聞きし、またこちらからのお話もさせて頂いた。この多くの人達との接触を通して感じている事などをまとめてみたいと思います。

6年前に特許翻訳上級コースを開設するにあたっての、基本的な考え方は

1. 翻訳者をプロのレベルにまで高める本格的な訓練コースにする
2. 外部の人材を知財の分野に送り込む

の極めてシンプルなものである。

しかし、具体的には受講対象者、実施方法、授業演習の内容、さらにカリキュラム、講師陣、修了者のフォローなど、一言で言えばスクールの機能は何なのか、というのは常に追い続けているテーマであり、試行錯誤を続けている。

### 2. 講師、受講生と講習期間など

これから述べて頂く事的前提として、当社が運営している「特許翻訳上級コース」の概要を少し説明したい。

講師陣は下記の主任教授を中心に東京・大阪各4 - 5名で構成している。

東京主任教授：奥山尚一先生（理創国際特許事務所長）  
大阪主任教授：田中達也先生（共栄国際特許商標事務所副所長）

1クラス10名から20名程度で、年齢は26～35歳が60%程度、50～60歳が30%程度と2つの年齢層のかたまりに分かれる。

勤務先等 特許事務所：60%、企業：25%、他分野の翻訳者：15%。英語のレベル TOEIC 700-800：15%、800-900：60%、900以上：25%、英検 準1級：70%、

1級：30%。

コースの期間は、約半年、週1回、20回・50時間で、3回の授業の外は演習。原則毎週宿題をメールで提出、添削後全員の添削物が全員に配布され演習の材料となります。また添削時には毎回10段階の評価が講師によりつけられる。

校則に決められた条件による教育訓練修了証を授与しています。

### 3. 講師になって頂く人は、弁理士・実務家にこだわる

当コースの講師陣には、実際に国際（外国）出願の戦場で戦っている弁理士の先生方になって頂くことにこだわっています。そのこだわりは受講者からの質問への対応にあります。特許翻訳の発注者の立場、チェッカーの立場、自分でも翻訳をする立場であり、同時に中間処理や特許係争など法律事務の専門家、実務家として多くの経験と知見に基づいて、質問への対応が出来る先生方に講師をお願いしております。

受講生の多くは特許事務所や企業で関連業務の経験をしており、あるいは実際に今その職にある人たちが具体的な処理方法、判断、考え方などの質問を出してくることになる。それらの質問に対して具体的な回答なりアドバイスを講師陣に期待するからです。

講師の先生方は実務の世界で大変な多忙を極める方々で、貴重な時間を割いて人材育成に協力を頂いています。この場をかりて謝意を表したいと思います。

### 4. スクール受講者に知ってほしい3つのポイント

スクールの訓練機能とその限界を知ってほしい。

スクールで何を得るのか...スクールへの入り方が重要。

オリエンテーションの重要性を感じます。スクールの限界を知ってもらう事についても最近考えることが多い。昨年「NPO日本知的財産翻訳協会」が「中華全国専利代理人協会」をカウンターパートとしてODA事業を北京で行った。その「日中知的財産翻訳者育成事業」の講習会では当スクールの演習方法を持ち込んだのであるが、反省することがあるとすれば、初日のオリエンテーションにもっと時間を割くべきであった、との点である。立派な講師陣をお願いをしているのであり、同じ内容、期間の講習を受講した人の中には、もっと多くの訓練効果をあげられたケースがあったのではないかと、との思いがある。

当社の特許翻訳上級コースは、受講料は結構高いし宿題の提出も時間の負担が大きい。事前説明会では、コースの内容やスクールの理解をして頂ける様にして

いるが、出来るだけ多くの人と、事前に面談なり電話などで話をさせて頂く様にしている。というのは、最初のスクールへの入り方により、その後の訓練効果にかなり影響があることが解っているからです。

受講期間中に講師陣から多くの情報を得、自分の力をつけるための、自助努力を決意してもらうためといっても良いでしょう。決意があれば効果に直結するものではないですね。そこにスクールの機能があるのですが、限界もあることを知っておいてほしい。

1つの例を挙げましょう。

スクールは何かを与えてもらえるところではない...何かを奪い取るところ。

演習とは宿題など自分の翻訳作業のプロセスを検証することだと思います。宿題や課題の翻訳作業のなかで、判断の迷い、技術内容、原文の読解、多くの疑問・質問、自分なりの考えが出てきます。この作業中に浮かんだ事を忘れないうちに宿題に添付して提出する事を、当スクールでは求めています。また、翻訳の中身が大事であることはもちろんであるが、形式も大事である事も強調している。この辺は実際発注者の立場での経験による指導が必要になってくる...等々、講師と受講者についての説明も多くなる。受講中に勉強が空回りしないよう、十分な理解が必要だと感じています。

受講中の講師の身柄は受講生のものです。講師からどれだけのものを引き出せるかは受講者の腕です。やはり受講生の貪欲さが必要ですが、その貪欲さを引き出す仕組みを提供するのがスクールの機能と思っています。ある講師の言葉で「教えてほしいと待っている人に教えるのは難しい」と、聞いたことがあります。

たとえばこのような話を多くの受講希望者とやっている訳です。

結構重要な教室事務局の役割

事務局は毎回授業に常駐し、受講者の進捗状況を把握しています。また、宿題のメールをとりまとめし、受講者1人1人の出席状況や宿題の評価などを把握し、

時にはメールでアドバイスなどを行い、全員がコースを修了するまで見届けます。さらには修了後の仕事や就職への希望などに対応出来るよう、受講生についての理解を持っておく必要がある。このためにもコース期間中での十分な各受講生の把握が大変重要になる。

修了生の将来を左右する特許翻訳会社、企業、特許事務所のネットワーク

当スクールは、修了生の受け入れ先としての会社や特許事務所との関係を非常に大事にしています。スクール機能として欠かせないのが、受講生が修了後どうするか、です。

仕事につながる先、就職先としての特許事務所・企業はスクールとして大事な先です。最近では人材を求める企業や事務所からの問い合わせも多く、修了生を紹介する機会が多くなって来ました。実際に受講中に転職先が決まることも珍しくない。また知財分野の人材不足は一層強まる傾向にある。スクールでは年1回アンケートを受講者に求め翻訳の仕事の依頼先を紹介したり、また転職・就職希望者には人材情報シートを提出してもらい、求人先にあった修了生の紹介をおこなっている。少しでも求人先やクライアント筋と修了生との橋渡しをしたいと努力をしています。

5. もう一つの重要なポイント...受講期間だけがスクールではない。

スクールの期間が終わればもうスクールにはあまり用はない、と考えている人があったらそれは考え直した方がよいでしょう。

受講希望者なり、受講者に初めに申し上げる事は、スクールは受講期間に勉強することだけがスクールではない、スクールが持っている情報・ネットワークはどんどん利用しろ、ということです。むしろ人によっては修了後のスクール機能の方が大事かもしれません。もとより受講期間中に勉強することがメインですが、それで終わらせる事はもったいないことです。自分の目的なり夢を実現するために利用出来るものがあれば、

## エイバック特許ビジネススクール

### 特許翻訳上級コース（電気）

プロとして納品する視点で具体的、実践的な指導を行なう。講師陣は第一線の弁理士、特許弁理士、プロを養成する布陣です。半年コース 4/10 月開講

### 特許翻訳基礎コース

特許文書の様式と特許英語、技術翻訳とクレームの翻訳、間違えやすいポイントなど基礎を学ぶ。英文和訳、和文英訳の演習にも挑戦。

### 知的財産基礎コース

修了生の特許事務所などへの就職実績は高く、受講中に就職が決まる人もあるコース。英語力のある人が、知的財産の基礎と実務を学ぶ。

### 知的財産の専門スクール

(株) エイバックズーム

東京都千代田区神田小川町 3-2 セニービル 4F TEL 03-3292-2700 FAX 03-3292-2701

<http://www.zoomin.co.jp/schoolindex.html> E-mail : [staff@zoomin.co.jp](mailto:staff@zoomin.co.jp)



どんどん利用したらよいと思います。自分を支援してくれる人をどうやって増やすかです。人脈作りは大事です。クラスの人との交流、講師との関係、当然ながらスクールの持っているものを最大限利用したらよいと思います。特に仕事探しや就職・転職を希望する人は、年1回の懇親会やアンケートは出来るだけ対応する。自分の希望をスクールに知らせておく。アドレスの変更は必ず連絡しておく。スクールにはいろいろなところからいろいろな情報が入ってきます。利用出来る情報発信もしています。懇親会では特許翻訳会社や企業、特許事務所の来賓をお招きしており、人事交流をはかっています。

スクールは出来ること出来ないことがあります、修了生から頼まれればほってはおけないものです。何らかの対応を考えることとなります。厚かましいお願いも熱意があれば人は受け入れてくれます。また、修了後2年後、3年後に連絡してくれる修了生があります。これも嬉しい便りで、転職希望であったり、翻訳者として独立する話であったりです。受講生・修了生の多くの人が夢を実現してくれることがスクールの価値を高めることになり、これは修了生・スクール双方によいことなのです。

スクール機能は大きく分けると、まずは入り口のあり方、授業・演習の内容、出口のあり方、に集約されるでしょう。これらの機能をどのように充実させて行くかが、スクール運営の基本だと思っています。

## 6. 最後に

スクール運営者としては試行錯誤しながら機能を充実させるというところですが、講師の先生方とは授業修了後多くの話し合いをおこなっている。授業・演習のこと、教材のこと、個別の受講者のこと、事務局の希望など常に講師陣とは意思疎通をおこなっている。講師陣の先生方のおかげで現在第11期生の時期になっているが、既に100人近い修了生が特許翻訳者として活躍している。また他の特許翻訳コースの講師をされている修了生もありスクール修了生の層も厚くなって来ている。

当スクールの運営、考え方は以上述べた通りであるが、スクールもいるんなどころがあってよいし、異なったスクールなりコースを経験することもおすすめしたい。ただ、特許翻訳は難しいと、出来る可能性が大いにあるのにあきらめている人がかなりいると思われる。そういう人達にも知財への道を案内することもスクールの役割だと思う。これからも多くの人にスクールの門をたたいて頂き、知財および特許翻訳の分野で活躍出来る人を知財の業界に送り出したい。

## 特許明細書における論理性の重要さ

ユアサハラ法律特許事務所

仲吉 洋一

本記事は社団法人日本工業英語協会発行「工業英語ジャーナル No.91,92号」に掲載されたものを許可を得て掲載しております。

事務局からのおことわり:本稿は、2005年7月からNIPTAへ移管された「特許翻訳者の会」の機関誌「特許トランスレーターズ」に連続掲載されていた同名論文を、著者のご了解をいただいて本誌「知的財産翻訳ジャーナル」に引継ぎ掲載するものです。今号掲載分以前の掲載内容をご覧になりたい方は、事務局宛ご連絡ください。

・明細書からの抜粋:

「本発明方法で単離される生物学的目標物質は、生物学的目標物質及びその他の種類から成る媒体で提供される。生物学的目標物質は、本発明方法の第1工程で、シリカ磁気粒子に接着する事の出来る形態で媒体中に存在しなければならない。核酸物質が、細胞内部に含まれる時は、細胞壁又は細胞膜は、その物質を粒子に接着出来ない様にする。そのような細胞が溶解されたとしても、あるいは、そこに含まれる核酸物質を周りの溶液中に放出する為に十分に分裂されたとしても、溶液中の細胞片は、シリカ磁気粒子への核酸物質の接着を妨害する。従って、本発明方法を使用して単離される核酸物質が、細胞内に含まれる場合は、細胞は、先ず初めに、溶解産物を造る為に細胞を溶解又は分裂処理する事が好ましく、更に、本発明方法の媒体として用意される場合に、核酸物質のシリカ磁気粒子への接着を多分妨害するであろう細胞片の溶解産物を清浄処理する(例えば、遠心分離又は真空濾過によって)事が、より好ましい。」

引用した部分だけでなく、それ以外の部分も正確に訳されている明細書である。しかしある1点で決定的なミスがある。さほど専門知識がなくとも常識を働かせれば防げたであろうミスである。最後の文章中「更に」ではじまる部分にある「細胞片の溶解産物」である。この部分のすぐ前に「細胞は、先ず初めに溶解産物を造る為に細胞を溶解又は分裂処理する事が好ましく」とあることから分かるように細胞の溶解産物を造るのであって細胞片の溶解産物を造るのではない。溶解産物中に細胞片が存在するのである。そしてこの細胞片がシリカ磁気粒子への核酸物質の接着を妨害すると引用箇所にはっきり書いてある。この部分の原文をみると *processed by clearing the lysate of cellular debris* である。the *lysate of cellular debris* を細胞片の溶解産物と訳した

わけだが、これは全くの誤りである。clear という動詞が「除去する」という意味で使われる時の典型的な語法である clear A of B を見逃している。

ここでまた前述の英和辞典を引いて clear の項を見つみると She cleared the table of the dishes. (彼女は皿類を下げて食卓をきれいにした) という用例がある。the table of the dishes を「皿類の食卓」と訳す人はいない。正しくは「溶解産物から細胞片を除去する」である。

引用箇所 に続く部分を読むと「シリカ磁気粒子への核酸の接着を妨害する細胞片は、多くの異なる公知の方法又は方法の組み合わせを使用して除去する事が出来る」、「溶解又は分裂された細胞の溶液は、遠心分離にかけて粒状細胞片を除去する事が好ましい」とある。にもかかわらず「細胞片の溶解産物を清浄処理する」と訳したのは clearing を cleaning と混同して清浄処理という意味にとったからである。更に明細書を読み進むと「清澄な溶解産物の残留上澄液は、本発明方法のこの特に好ましい観点の第1工程で用意される媒体である」という文章がある。「清澄な溶解産物」に相当する原文は cleared lysate である。既にお分かりのように clearing the lysate of cellular debris が「溶解産物から細胞片を除去する」であるから cleared lysate は「細胞片を除去した溶解産物」又は「除去処理を経た溶解産物」と訳すのが正しい。

長い明細書は翻訳に時間がかかる反面、必要な情報がどこかに記載されている可能性が高いので翻訳しやすいともいえる。このことを言いたくて長々 clear に関して説明したわけである。

さて clear が唯一の誤訳とってよい程、引用箇所の翻訳自体は丁寧で正確である。以下原文を示す。

The biological target material to be isolated in the present methods is provided in a medium comprising the biological target material and other species.

The biological target material must be present in the medium in a form in which it is available to adhere to the silica magnetic particles in the first step of the method.

When the nucleic acid material is contained inside a cell, the cell walls or cell membrane can make the material unavailable for adhesion to the particles.

Even if such cells are lysed or sufficiently disrupted to cause the nucleic acid material contained therein to be released into the surrounding solution, cellular debris in the solution could interfere with the adhesion of the nucleic acid material to the silica magnetic particles.

Therefore, in cases where the nucleic acid material to be isolated using the methods of the present invention is contained within a cell, the cell is preferably first processed by lysing or disrupting the cell to produce a lysate, and more preferably additionally processed by clearing the lysate of cellular debris (e.g., by centrifugation or vacuum filtration) likely to interfere with adhesion of the nucleic acid material to silica magnetic particles when provided as the medium in the methods of the present invention.

同じ明細書の後半に、細胞片を除去した溶解産物とシリカ磁気粒子を組合せることにより、磁気粒子がDNAに結合した混合物をつくった後の操作が述べられている箇所がある。

「結合混合物中に残ったシリカ磁気粒子は、次いで、混合物から分離して、次の様にして洗浄した。混合物中のシリカ磁気粒子を、磁石に最も近い容器の側に沈着させる為に、結合混合物を入れた容器の外側の、容器の一側面に近い位置に磁石を置いた。次いで、磁石を、容器のその側面上のその位置に維持しながら、



# 特許専門翻訳

何でもやる翻訳会社ではありません

知的財産・高度技術・法務の各国語間の翻訳

全技術分野—出願書類から権利行使文書まで

●日本語 ●英語 ●仏語 ●ハンゲル ●中国語  
●独語 ●西語 ●伊語 ●その他各国語

■ご希望によりお見積り承りますのでご用命下さい■

www.chizai.co.jp

株式会社知財翻訳研究所

東京都新宿区新宿1丁目1番7号  
コスモ新宿御苑ビル 〒160-0022  
TEL03-3225-1931/FAX03-3225-1930

容器中に実質的に全てのシリカ磁気粒子を残して、混合物を容器の外にデカントした。次いで、各洗浄工程中に容器の側面から磁石を取除いて、各洗浄工程中に引き続いて洗浄溶液をデカントしながら、粒子が容器中に残るのを確実にする為に、磁石を、再度、容器の側面に置き直して、残留シリカ磁気粒子を、80mM KOAc 及び 55%のエタノールを含む 10 μM EDTA の洗浄溶液 1ml で 4 回洗浄した。次いで、最後の洗浄工程後に容器に残った粒子を 3 ~ 5 分間、空気乾燥した。」

一読して何か分かったような分からないような、要するにピンとこない日本語である。原文と比較しながら説明しよう。特に下線部に注意して欲しい。

The silica magnetic particles remaining in the binding mixture were then separated from the mixture and washed as follows.

A magnet was positioned outside the container holding the binding mixture but close to one side of the container, causing the silica magnetic particles in the mixture to deposit on the side of the container closest to the magnet.

The magnet was then maintained in its position on the side of the container while the mixture was decanted out of the container, leaving the substantially all the silica magnetic particles in the container.

The remaining silica magnetic particles were then washed 4 times with 1ml of a wash solution of 80mM KOAc and 10 μM EDTA containing 55% EtOH, removing the magnet from the side of the container during each washing step and positioning the magnet, once again, on a side of the container to ensure the particles remain in the container while the wash solution is decanted following each washing step.

The particles remaining in the container after the last wash step were then air dried for 3-5 minutes.

必要なポイントは以下の通りである。シリカ磁気粒子を容器側壁においた磁石（外部磁界）に引きつけて混合物（媒体）から分離する；混合物を容器の外へデカントする（この時、シリカ磁気粒子も一緒にデカントされないよう磁石は側壁上にそのままにしておく）；次に磁石を外して容器に残ったシリカ磁気粒子を洗浄する；もう一度磁石を容器側壁にあてて洗浄溶液だけをデカントする；このような洗浄操作を 4 回行う。

1) 以上のポイントをふまえてもう一度訳文をみて

みよう。「磁石に最も近い容器の側に沈着させる為に、結合混合物を入れた容器の外側の、容器の一側面に近い位置に磁石を置いた」という日本語はまず行為とその結果の関係が明示されていない。「…為に」までの句は目的を表しているようだが、そうではなく一定の位置に磁石を置いたことの結果と解すべきである。しかも「容器」という単語が 3 回でてくるがそれぞれ別の容器のような印象を与える。この欠点を直して訳すと次のようになる。

私訳:「結合混合物を入れた容器の外側から一側面に磁石を近づけることにより、混合物のシリカ磁気粒子を容器の当該一側面の磁石に最も近い位置に付着させた。」(closest to the magnet は on the side of the container の side にかかるのか又は deposit にかかり、on the side と closest は並列と解釈すべきかは判然としない。筆者としては並列関係と取りたい。)

2) 容器中に実質的に全てのシリカ磁気粒子を残して、混合物を容器の外にデカントした。」は leaving が分詞構文であり、やはり結果を表すということを見逃している。デカント操作中磁気粒子は磁石に引きつけられているので外部に流出せず容器に残っているのである。以下はこの点をはっきりさせた訳である。

私訳:「容器の側面上の所定の位置に磁石を維持したまま混合物を容器の外にデカントすることにより、実質的に全てのシリカ磁気粒子が容器内に残留する。」

(次号に続く)

---

## カタカナ語翻訳におけるいくつかの問題点

(株)知財翻訳研究所顧問

青山学院大学情報工学科講師

翻訳者 倉増 一

---

### 1. はじめに

特許日英翻訳において、結構やっかいなのがカタカナ語の翻訳です。カタカナ語に関する誤訳は後を絶ちません。今月は身近に遭遇したカタカナ語翻訳上の問題点について事例を紹介し、その解決方法ならびに同種の問題の再発を防ぐ方法について説明します。

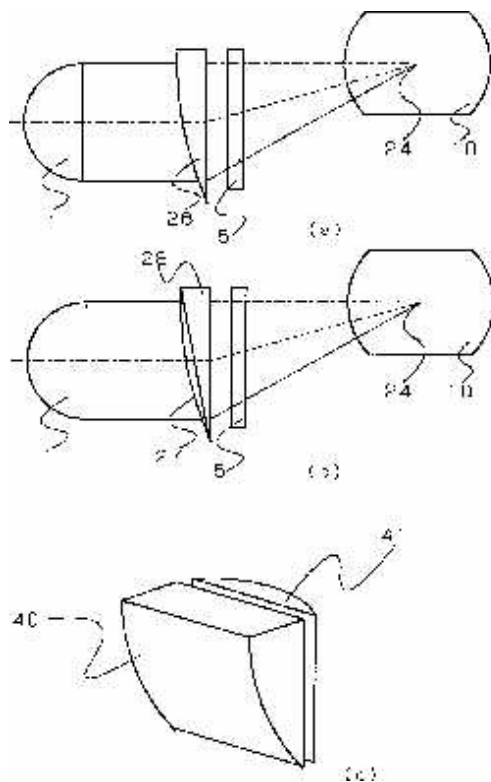
### 2. ライトバルブ

【例 1】

光源 1 の光軸と液晶ライトバルブ 5 の中心軸を概ね一致させ、集光レンズの光軸と投写レンズ 10 の光



軸を概ね一致させ、集光レンズの焦点を投写レンズ10の入射瞳24に一致させ、光源1の光軸と投写レンズ10の光軸を平行偏心させる。



例1の「ライトバルブ」を light bulb と訳す人が非常に多いのに驚かされます。Light bulb は「電球」を意味します。しかし、図中の「ライトバルブ5」が電球だとすると、「光源1」以外に別の光源があることになり、さらに「光源1」からの光が「電球5」を通過することになります。従って少し冷静に考えれば「ライトバルブ5」が電球ではないことは自明のはずです。

では、なぜこのような間違いが生じたのでしょうか？第1に「ライトバルブ」というカタカナ表記に問題があります。インターネットでこの言葉（ライトバルブ）を検索するとライトバルブ = 電球 = light bulb という結論に簡単に達するくらいに電球に関するページがヒットします。誤訳の主な原因はインターネット検索にあるものと思われます。

しかし、インターネット検索で、単に「ライトバルブ」ではなく「ライトバルブ light」と入力すると light bulb の他に light valve もあることが簡単に分かります。しかも light valve は液晶プロジェクタの主要な構成要素であることも知ることができます。

仮に、light bulb しか見つからなかったとしても、先ほど述べたように「電球」では技術的に全く意味が通じない文章になってしまうため、bulb が何かの間違い

であるということは翻訳者として気づくべきです。この種の間違ひは技術に関する理解の部分があるそかになっている場合が多いようです。

さらに問題なのは日本語の「バルブ」という表記です。Valve は、かつては「ヴァルヴ」と記されていたのですが戦後の外来語表記の簡略化で「バルブ」記すようになりました。このことを知っておれば「バルブ」が bulb だけでなく valve もあり得るとい推測が働くので、あとはインターネットで簡単に実証することができます。カタカナ表記の標準化は誤訳（言葉の誤選択）の原因の一つとなっています。翻訳者は日本語の表記の問題についてもある程度の知識を持ち合わせている必要があります。

実は、light valve には「光弁」という立派な日本語があります。「光弁」だと翻訳者も迷うことなく light valve を選択することになるでしょう。しかし、特許庁の特許データベースで検索すると、次のように圧倒的に「ライトバルブ」の方が多いのです。

液晶&ライトバルブ： 1163件

液晶&光弁： 62件

いずれにせよ、自分が知らない言葉については辞書やインターネットで出てきた言葉をそのまま当てはめるのではなく、言葉の意味や用例などをよく調べるとともに、技術について正しく理解する必要があります。

#### 【訳例1】

The optical axis of a light source 1 is roughly aligned to the center axis of a liquid crystal light valve 5 and the optical axis of a condenser lens is roughly aligned to the optical axis of a projector lens 10 so that the focus of the condenser lens is pointed at the entrance pupil 24 of the projector lens 10. The optical axis of the projector lens 10 thereby parallels the optical axis of the light source 1.

### 3 ケラセチン

工業英語協会の機関誌の連載「窓 - ことばの現場から」は、この雑誌が届くと最初に読む記事です。自然科学と言うよりは社会科学関係の訳しにくい言葉や最新の言葉などについての意味やそれに対応する英語あるいは日本語についての調査結果と考察が非常によくまとめられていて、翻訳のヒントを得ることができます。この雑誌の2005年3月号で取り上げられた言葉が表題の「ケラセチン」です。筆者の今氏によれば、『新聞記事で見つけた「ケラセチン」を国内のホーム

ページを検索したところ、5件ヒットしたがどれも英語の綴りが見つからなかった。そこでこの物質がリンゴに多く含まれており、また研究を率いたのが米国コーネル大学のチャング・リー食品化学教授であると書いてあったため、apple と Cornell をキーワードにして海外のホームページを検索してみた。そして1件目に目的とするページが現れ、そこから quercetin という綴りにたどり着いたよ、というものです。

著者(私)はここで新たな疑問が湧きました。「ケラセチンがなぜヒットが少ないか?」ということと quercetin とケラセチンがどうしても結びつかなかったからです。「この単語の日本語表記はケラセチンではなくケルセチンではないか?」を検証してみました。2万件を超えるヒットがあり、それらの多くは健康食品の広告のページです。そして、ケラセチンとリンゴの掛け合わせで次のような記事を見つけました。

米コーネル大などの米韓共同チームによると、リンゴには高い抗酸化作用を持つ物質ケルセチンが多く含まれている。

([http://www.kudamononet.com/LifeStyle/health\\_today/health\\_today\\_1.html](http://www.kudamononet.com/LifeStyle/health_today/health_today_1.html))

さらに、ケルセチンを Google でイメージ検索すると、化学構造式も知ることができます。

(<http://www.nfri.affrc.go.jp/research/seika/seikah7/95020p1.png> を参照)

本件は、日本語表記の誤りに端を発して、翻訳者を悩ませたケースです。カタカナ日本語の訛や誤記は翻訳者泣かせです。正解にたどり着くのに紆余曲折することは珍しいことではありません。ケルセチンと正しく書いてあれば今氏もインターネットで簡単に quercetin にたどり着けたことでしょう。カタカナ語の氾濫と表記の乱れは何とかならないものでしょうか。

## NIPTA 第1回通常総会終わる

NIPTA 副理事長

尾上 道雄

日本知的財産翻訳協会(NIPTA)の第1回通常総会は、6月20日(月)午後3時から東京霞が関ビル・東海大学校友会館「阿蘇の間」で開かれ、05年度の事業計画及び予算など5つの全議案を満場一致で承認、渡辺弥栄司理事長以下の役員を選任し無事終了しました。

総会の議案書等は、すでに皆様のお手元にお送りしてありますが、総会で承認された各議案の概要は以下のとおりです。

### 2004(平成16)年度事業報告

#### 第1回知的財産翻訳検定試験及び ODA による日中知的財産翻訳者育成事業を実施しました

この二つの事業が前年度の NIPTA の活動の柱でした。

第1回知的財産翻訳検定試験は、2004年12月18日にインターネット経由で行いました。

試験は和文英訳で、機械工学、電気・電子工学及び化学の3部門に区分して行いました。試験は、申込者数143名、受験者数135名で、1級9名(6.7%)、2級23名(17.0%)、3級53名(39.3%)が認定されました。1級合格者は本人確認のための面接を行い、また1級合格者以外の者には、答案に簡単なコメントをつけて本人宛通知しました。受験者数が予想人数を下回る等の問題もありましたが、インターネット受験システムにトラブルもなく、初回としては評価できます。また、事前のPR不足等の問題点は次回に活かすべき事項として、今後よりよい試験制度を構築していきたいと思えます。

なお、各課題の標準解答と講評、並びに受験者及び合格者の内訳や1級合格者の氏名と解答等はNIPTAのホームページをご覧ください。

日中知的財産翻訳者育成事業は、経済産業省・JETROによる政府開発援助(ODA)事業として行いました。NIPTAは当初法人格を有しなかったため、事務局が

**効率的なメソッド教育** これで特許英語は完璧!!

**USパテント解体新書** 絶賛発売中

どのような文書でも3×3のマトリックスに入る  
「英語力」と「特許の知識」が同時に身につく (A4版306頁 5,040円 篠原 泰正 著)  
論理的な日本語をどう作れば良いか、も判ります。

TEL 03-3357-3467  
URL <http://www.nihon-ir.co.jp>

日本アイアール株式会社

おかれている(株)知財翻訳研究所との共同提案事業として実施しました。

事業は、中国・北京で中華全国専利代理人協会(中国弁理士会)の協力を得て、昨年11月1日から12月18日の間9回、機械、化学、電気の3分野別に講習を行いました。講習会は162名が受講、講習9回中7回以上出席、宿題7回中5回以上提出、修了試験75点以上の全条件をクリアした者115名に、修了証を交付しました。

NIPTAでは、日中知財翻訳能力検定試験の実施も計画していましたが、中国政府の許可が得られず、また諸般の事情で試験成績の公表も見送りました。しかし、今回の受講者の試験成績は概ね良好で、講習会は成功したといえます。

翻訳者の育成事業は、継続して行う必要があります。中国弁理士会をはじめ関係者も継続を強く望んでいますが、事業継続にはNIPTAの財政状況の改善が必要です。今後財政状況の整備を図りつつ、経済産業省及びJETROと協議していく予定です。

#### 2004(平成16)年度収支決算報告

##### 初年度は300万余円の赤字でした

2004(平成16)年度の収支決算は、実収入3,877万円(会費収入等357.4万円、事業収入3,519.6万円)、実支出4,185万円(事業費3,645万円、管理費348万円、その他191万円)で、差引308万円の赤字でした。

事業収入・支出ともODA関係が大きかったのが特徴で、事業収入中3,321万円がODA、198万円が知的財産翻訳検定受験収入でした。また事業支出中3,281万円がODA、364万円が知的財産翻訳検定関係です。管理費では知的財産取得費等85万円が一番大きく、次いで会議費67万円、旅費交通費61万円、通信費47万円、家賃光熱費27万円、事務用品費27万円等で、特に大きな支出はありません。その他、未払い借入金1,000万円、ソフト開発費の3年払い残金330万円がありますが、初年度の収支としては「想定内」といえます。

なお、この収支決算については、阿部、荒井両監事の監査報告が承認されました。

#### 2005(平成17)年度事業計画・予算

##### 知的財産翻訳検定試験の実施、講習会・セミナーの開催、情報提供の充実などを行います

今年度事業は、前年度に引き続き第2回知的財産翻訳検定試験を行います(10月～11月頃)。試験は和英の他、英和も視野に入れて検討します。日中知的財産翻訳者育成事業については、経済産業省等の取り組みやNIPTAの財政状況も踏まえつつ検討します。また、講習会やセミナーを開催すると共に、機関誌やホームページの充実等、会員向け情報提供の充実を図ります。そして、これらを通じて会員拡大に努めます。

今年度予算は、収入は借入金(100万円)を含め1,158万円です。会費収入は610万円(前年決算比170%)です。事業収入はODAを見込んでいないため448万円(前年決算比127%)です。これに対し支出は、事業費570万円(前年決算比15.6%)、管理費399万円(前年決算比114%)、借入金返済157万円(前年決算比15.3%)などで、140万円の赤字予算です。

#### 役員選任

##### 渡辺弥栄司理事長以下を選任、新たに副理事長に一色健輔氏(日本弁理士会副会長)

6月一杯で理事の任期が満了することから、理事の選任が行われ、理事会で渡辺理事長以下の役員体制が決まりました。新役員は基本的には全員が再任ですが、吉田前副理事長(元日本弁理士会副会長)が理事に退かれ、新たに副理事長に一色健輔氏(日本弁理士会副会長)が就任されました。また理事会では、小池晃、瀧野秀雄、丸島儀一の3氏を参与に委嘱することとしました。

なお、新役員体制は以下のとおりです。任期はいずれも2007年6月30日までです。

#### 役員名簿 (役職別、50音順、敬称略)

- 理事長 渡辺 弥栄司(TOEIC会長・弁護士)
- 副理事長 一色 健輔(日本弁理士会副会長・一色国際特許業務法人代表社員・弁理士)
- 副理事長 尾上 道雄(知的財産コンサルタント)
- 常務理事 浜口 宗武(株)知財翻訳研究所代表取締役)
- 理事 朝日奈 宗太(朝日奈特許事務所所長・弁理士)
- 理事 石井 正(大阪工業大学知的財産学部長)
- 理事 恩田 博宣((業)オンダ国際特許事務所会長・弁理士)
- 理事 北澤 三郎(株)三宅特許問題研究所)
- 理事 幸田 全弘(元日本弁理士会会長・幸田特許事務所所長・弁理士)
- 理事 小谷 悦司(三協国際特許事務所所長・弁理士)
- 理事 高見 和明(杉村萬國特許事務所副所長・弁理士)
- 理事 東 郁男(株)翻訳センター代表取締役社長)
- 理事 深見 久郎(深見特許事務所所長・弁理士)
- 理事 堀部 茂遠(株)エイバックズーム取締役社長)
- 理事 松村 貞夫(松村知的財産戦略研究所代表)
- 理事 矢間 伸次(日本アイアール(株)取締役社長)
- 理事 吉田 維夫(青和特許法律事務所副所長・弁理士)
- 監事 阿部 淳一(株)エイブス取締役社長)
- 監事 荒井 瑞夫(荒井公認会計士事務所所長・公認会計士)
- 参与 小池 晃(元知的財産戦略会議委員・元日本弁理士会会長・小池国際特許事務所所長・弁理士)
- 参与 瀧野 秀雄(元日本弁理士会会長・瀧野国際特許事務所所長・弁理士)
- 参与 丸島 儀一(前経団連知的財産小委員会委員長・キャン(株)顧問・弁理士)

## NIPTA 事務局

### 1級認定を受けて

第1回知的財産翻訳検定 電気・電子工学分野

1級認定合格者 橋本 貴志

この度協会より検定に関する寄稿のご依頼を頂きましたので、まだ経験が浅い身で恐縮ではありますが紙面をお借りして検定の感想、今後の抱負など述べさせていただきます。

まず検定受験に至った経緯を述べます。私は大学院卒業後、メーカーにて電子デバイス関連の研究業務に約3年従事しておりましたが、幸いにも同メーカー関連会社での特許明細書翻訳業務に転向する機会を得ることができ、実際に翻訳実務に従事して現在約2年になります。業務は外国出願用英訳が主で、米国特許実務を含め特許実務経験が非常に豊富な上司の指導の下、社内外で同僚と研鑽を積みながら着実に実務経験を重ねることができました。その中で、自分の訳文にある程度の自信が持てるようになりましたが、業界一般においてどの程度のレベルにあるのかということとは不明であり、自己の実力の客観的な評価を知りたいという希望は常々持っておりました。そのような折、検定が行われることを知りまして実力を測る良い機会と思い受験いたしました。

実際に試験を受け、やはり自分の力不足というものは感じました。問題文そのものは比較的平易に感じましたが時間的にはかなり厳しかったので、クレーム部分は慎重に訳しつつ全体として原文から大きく逸脱しないような何とか簡潔にまとめてみた、というのが正直なところです。従いまして失敗したと思う部分もあるのですが、結果的には1級の評価を頂けたことで、ある程度の自信につながりまた今後の努力の励みとすることができました。現在答案を協会ホームページに掲載して頂いておりますが、できるだけ多くの方々からアドバイス等頂けることを願っております。

普段の業務を通じて感じることは、実際の明細書を翻訳するという作業は非常に複雑、難解であり頭を悩ませることが多いということです。従いまして個々の案件に取り組むにあたっては、丹念に原文を読み込み、綿密かつ地道に調べ、そしてよく考える、というプロセスが重要であると思っております。今のところ、そのようなプロセスに面白みとやり甲斐を感じておりますので、今後も丁寧さを大切に、情性で仕事に取り組むことがないよう心がけていきたいと思っております。

協会には、今後もぜひ検定を発展させて頂き、我々翻訳者にとって常に努力目標となるようなものを整えて頂くことを希望いたします。時間の制限等もあり困難であるとは思いますが、読解能力、調査能力、思考能力がさらに問われるような検定がより理想ではないかと個人的には思っております。また、普段特許翻訳に関わっている方々の考えや意見等を広く知りたいという希望がありますので、今後、翻訳者、あるいはクライアントとしてのメーカーや特許事務所の方々からの多くの声をご紹介頂ければありがたく思います。

末筆ながら、このような寄稿の機会をお与え頂いたことに感謝申し上げますとともに協会の更なるご発展をお祈り申し上げます。

## 第2回検定実施日は11月26日

知的財産翻訳検定

来春には英文和訳も

7月12日に開催された2005年度第1回知的財産翻訳検定委員会において、第2回検定を2005年11月26日に実施することが決まりました。和文英訳の共通課題(特許制度・実務)と選択課題(電気・電子工学、機械工学、化学)とが出題されることは前回同様ですが、化学につきましては、一般化学と生化学とのいずれかを選択できるようになります。また、検定委員会では、英文和訳についても検定を実施する方向で検討にはいりました。実施時期は2006年4月頃になる見込みです。詳細が固まり次第、NIPTAウェブサイト <http://www.nipta.org> などでご案内いたします。

### 「知的財産翻訳ジャーナル」発刊について

協会の活動につきましては、今まで「NIPTA会報」(No.1, No.2)を通じてお知らせしてまいりましたが、今回これを受け継ぐ機関誌として本誌「知的財産翻訳ジャーナル」を刊行することになりました。原則として毎月刊行する予定でございます。会員の皆様からのご寄稿も含めて内容を充実させ、協会活動のための中心媒体として育ててまいりたいと思っております。本誌に対するご意見・ご要望などを事務局宛にお送りいただければ幸いです。(事務局)

編集・発行

第1号(2005年7月)

特定非営利活動法人日本知的財産翻訳協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-1-7 3F 新宿御苑ビル

(株)知財翻訳研究所気付

発行責任者 渡辺 弥栄司

TEL 03-5366-3771 FAX 03-3225-2122

URL <http://www.nipta.org> e-mail [office@nipta.org](mailto:office@nipta.org)

© Nippon Intellectual Property Translation Association